



連絡先 社会保険労務士 吉祥寺HRオフィス
東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目13-6 古谷ビル新館801
TEL:0422-6902017 MAIL:info@kichijoji-hr.com

Topics: カスタマーハラスメント対策企業マニュアル公開

厚生労働省は、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成・公開しました。カスタマーハラスメント(カスタハラ)とは、顧客等が商品やサービスに不当な言いがかりを付ける悪質なクレームのことを指します。

企業や業界により顧客への対応方法や基準が異なるため明確な定義は難しいとされていますが、「クレーム・言動の要求内容の妥当性に照らして、その要求

を実現するための手段や様態が社会通念上不相応なものであり、それにより労働者の就業環境が害されるもの」と考えられています。具体的には、長時間の拘束や同じ内容を繰り返すクレーム、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言等が該当します。

2022年4月から中小企業でもパワーハラスメント防止の措置が義務化され、カスタマーハラスメントへの対策も「行う事

が望ましい取り組み」とされています。今回公開されたマニュアルを参考に、自社でのカスタマーハラスメントの判断基準(例えば自社の従業員が顧客に対して十分に説明責任を果たしたか、自社の商品(サービス)に瑕疵がないか等)を定め、カスタマーハラスメントから従業員を守る取り組みを進めておくと安心です。

中小企業の割増賃金率の引き上げに向けて①

2023年4月から、中小企業においても1ヶ月に60時間を超えて時間外労働を行わせた場合は、割増率が50%に引き上げられます。大企業はすでに2010年4月からこの割増率が適用されていきましたので、13年にもおよぶ中小企業への猶予期間がついに終了することになります。

現在、中小企業に適用されている時間外労働の割増賃金率は、以下の通りです。

①時間外労働(60時間未満) 25%

②時間外労働(60時間以上) 25%

このうち、②の60時間以上の時間外労働の割増率が、50%に引き上げられます。※時間外労働とは、法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える労働時間の事をさします。

一部の業種を除いて、企業規模を問わず時間外労働は原則月45時間・年360時間の上限規制が適用されていますので、月60時間を超える時間外労働が頻発するケースは少ないかも知れませんが、特別条項により月45時間を超えることがある場合は、注意が必要です。

この先1年ほどの間に、改めて労働時間の適性把握と残業時間の削減に務めることが必要と考えられます。また、月60時間を超える時間外労働が発生した場合に適切に給与計算を行うための準備や、場合によっては代替休暇の運用についても検討を進めておかなければなりません。来月号以降、順番にお伝えしていきたいと思えます。



Wellness: ウェルネスツーリズム

ウェルネスツーリズムという言葉をご存知でしょうか？ウェルネスツーリズムとは一旅先でのスパ、ヨガ、瞑想、フィットネス、ヘルシー食、レクリエーション、交流などを通して、心と体の健康に気づく旅、地域の資源に触れ、新しい発見と自己開発ができる旅、原点回帰し、リフレッシュし、明日への活力を得る旅のこと—とされています (Wikipedia より)

今はまだ、従来のように旅することがなかなか難しい状況続にあるかも知れません。そんな中でも、時々刻々と変わる状況に合わせて心身の健康を保つための活動を行うことは、従業員一人ひとりがより良く生きるためにも、仕事のパフォーマンス

や生産性を上げるためにも重要です。

先の Wikipedia からの引用を文字通り実行しようとする、とてもハードルが高く感じられるかもしれません。しかし、私個人の考えとしては、程度を問わず環境を変えることで、十分に効果が得られるものと思っています。

プチ旅行やプチ贅沢などと同じく「プチウェルネスツーリズム」として、ちょっとした行動に豊かな人生 (ウェルネス) を意味づけることで、気持ちも前向きになることができます。例えば、健康づくりの一環としてよく言われる「一駅歩く」という行動があります。運動不足解消のために歩くことが一義的な目的ですが、街中を歩いていると、

途中でふと聞こえてきた音楽で学生時代を思い出し、懐かしい思い出に心が温まったことはありませんか？ふらりと立ち寄ったラーメン屋さんが美味しく、お腹が満たされて幸せな気持ちになったことはありませんか？歩く途中に見えるもの、そこから感じたこと、起こした行動が心を豊かにしてくれます。少し見方を変えると、一駅歩くことも立派なプチウェルネスツーリズムになりそうですね。

心身の健康は、小さな積み重ねで作ることができます。まずは今日一日に少しのウェルネスを見つけてみませんか？



今月の業務スケジュール (5月)

労務・経理

- 4月分の社会保険料の納付
- 4月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 3月決算法人の法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税の確定申告・納付
- 自動車税の納付

ひとこと

GW 明け頃から、住民税の決定通知書が各自治体から届き始めます。住民税の年度は「毎年6月～翌年5月」となっていますので、ちょうど切替のタイミングであるこの時期に届きます。また、給与から天引きする特別徴収の場合は、年間の税額を12で割り端数を6月に計上するルールとなっている

ため、6月分と7月以降分で金額が異なる場合が多く見受けられます。

6月支給の給与からは令和4年度分の住民税控除が開始になりますので、5月中に給与システムのメンテナンスをおこなっておく必要があります。ご不明点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

事務所を移転して、約1ヶ月が経ちました。今まで以上にたくさんのお客様や提携している士業の先生方、社労士の先輩・同期・後輩がお越し下さるので、ふと一人になると、とても淋しく感じました。お打合せスペースもございますので、皆さまぜひお気軽にお越しくださいませ。 ☆緒方☆

人事労務に関する最新情報は弊所 HP にも掲載しております
<https://kichijoji-hr.com/>